

## 鹿屋市学校規模適正化地区懇話会設置要領

### (設置)

第1条 鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた学校規模適正化(学校再編)に関する暫定基本方針に基づき、地域住民の意向を把握するため、地区ごとに学校規模適正化地区懇話会(以下「地区懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地区懇話会は、教育委員会の要請に基づき、当該地域における小・中学校規模適正化について協議し、その結果を教育長に報告する。

### (組織)

第3条 地区懇話会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校、PTA等関係者
- (2) 町内会関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 地区懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により定める。

2 副会長は、会長が指名する。

3 会長は、地区懇話会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 地区懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議ごとに議事録を調製する。

(関係者の意見聴取)

第7条 会長が必要と認めるときには、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 地区懇話会の庶務は、鹿屋市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、地区懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から施行する。